

児童手当制度改正について

令和6年10月分より、児童手当制度が以下のように変わります。なお、金額の変更が反映される令和6年10月分及び11月分の支給は令和6年12月定期支給日となります。令和6年10月定期支給は今までの額です。

制度改正内容	これまで	令和6年10月から
支給対象となるお子さん (出生からいつまで対象か)	中学校修了まで (年度末時点の年齢15歳まで)	高校生年代まで (年度末時点の年齢18歳まで)
所得制限と支給月額について	<p>【制限額内の方】 児童手当(子1人10,000円/月)支給 ※3歳未満もしくは小学校修了までの 第3子以降は15,000円/月</p> <p>【制限額を超え上限額以内の方】 特例給付(子1人5,000円/月)支給</p> <p>【上限額を超えている方】 支給なし</p>	<p>所得制限等が撤廃され、 一律に児童手当を支給</p> <p>3歳未満は15,000円/月 3歳～高校生は10,000円/月 ※第3子以降は30,000円/月</p>
多子加算カウント方法	年度末時点の年齢18歳までのお子さんの人数	年度末時点の年齢22歳までのお子さんの人数(高校卒業後のお子さんは、受給者が監護相当・生計費を負担している場合カウント)
多子加算額 (第1・2子がカウント対象でなくなった場合は、その事由発生日の翌月から加算額はなくなります)	上記カウント方法により第3子以降となる児童の月額は、3歳に達した翌月から小学校修了までの間15,000円/月となる。	上記カウント方法により第3子以降となる児童の月額は30,000円/月。
定期支給日等 (支給月の第2金曜日。ただし、第2金曜日が10日以降の場合は第1金曜日)	<p>【定期支給月】 2・6・10月 ※支給月の前4か月分を支給</p>	<p>【定期支給月】 ※偶数月 2・4・6・8・10・12月 ※支給月の前2か月分を支給</p>